

第1 戸籍の謄抄本等の交付請求

1 交付請求	(1)交付請求できる場合	(ア)自己の権利等の行使、国・地方公共団体等への提出に必要であることを明らかにした場合 (イ)市町村長が相当な理由があると認めた場合
	(2)理由を明らかにしないでもよい場合	(A案)本人、配偶者、直系尊属・卑属による請求 (B案)本人による請求
	(3)その他交付請求ができる場合	(ア)国・地方公共団体等が、事務の遂行上必要があることを明らかにした場合 (イ)弁護士等が職務上必要な場合 (A1案)受任事件の依頼者の氏名を明示の上、依頼者が(1)(ア)又は(イ)に該当 (A2案)受任事件の依頼者が(1)(ア)又は(イ)に該当 (B案)使用目的及び提出先を明らかにした場合
	(4)市町村長による資料の提示等の求め	
2 本人確認等	(1)交付請求の際の本人確認	(ア)市町村の窓口への出頭の場合 出頭者(交付請求者、代理人又は使者)に応じ、運転免許証の提示等により本人確認 (イ)郵送の場合 交付請求書の記載上交付請求手続をした者(交付請求者、代理人又は使者)に応じ、運転免許証の送付等により本人確認
	(2)代理人又は使者による交付請求	委任状の提出等が必要
3 交付すべき証明書	原則戸籍の抄本(個人事項)を交付	
4 交付請求書の開示	(A案)特段の定めを設けない (B案)本人から開示請求があった場合に全部開示	

第2 除かれた戸籍の謄抄本等の交付請求
戸籍の謄抄本等の交付請求と同様。

第3 届出人の本人確認

1 届出人の本人確認の方法	婚姻、協議離婚、養子縁組、協議離縁又は認知の届出については、運転免許証の提示等により本人確認
2 届出人の本人確認ができない場合の措置	(A案) 届出受理→届出人に通知 (B案) ①届出受付→届出人に通知 ②発送後一定期間内に i)届出していない旨の申出→不受理 ii)上記申出なし→受理 ③受理された場合は、その効果は受付時に遡る。
3 届出の不受理申出	届出本人は、あらかじめ、届出がされても本人の確認がないかぎり受理しないよう申し出ることができる。

第4 その他

- 1 学術研究のための戸籍及び除かれた戸籍の利用
- 2 制裁の強化